

# 福岡県公報

平成二十四年十月二十三日  
第三千四百四十号  
増刊  
①

## 目次

### 再掲

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………一

○福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

(障害者福祉課) ……………一

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課) ……………七

### 再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第四十八号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の三の二第二号ニ中「スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)」を「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)」に改める。

第二十五条第二号中「総合企画、調査及び調整」を「総合企画・調整」に改め、同条第九号中「生涯スポーツの普及及び振興に関する総合的計画及びその推進」を「スポーツの推進に関する総合企画・調整」に改め、同条第十号中「生涯スポーツの」を「スポーツの」に、「生涯スポーツ行事」を「スポーツ行事」に改め、同条第十一号及び第十

二号中「生涯スポーツ」を「スポーツ」に改め、同条第十四号を削り、同条第十三号中「生涯スポーツ団体」を「スポーツ団体」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 福岡県スポーツ推進審議会に関すること。

第六十五条第一項第二号の表福岡県青少年問題協議会の項の次に次のように加える。

福岡県スポーツ推進審議会	福岡県スポーツ推進審議会条例(平成二十四年福岡県条例第五十号)の規定に基づき知事又は教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を知事又は教育委員会に建議すること。	新社会推進部県民文化スポーツ課
--------------	--	-----------------

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第四十九号

福岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県福祉のまちづくり条例施行規則(平成十年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表六及び別表七を次のように改める。

別表第 6 (第 4 条関係)

## 道路 (整備基準)

整備箇所	整備基準
1 歩道	<p>歩道については、次に掲げる基準によるほか、福岡県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年福岡県条例第61号。以下「移動円滑化条例」という。）第5条第2項、第6条第1項及び第7条第1項の規定を準用する。この場合において、移動円滑化条例第5条第2項、第6条第1項及び第7条第1項中「歩道等」とあるのは、「歩道」と読み替えるものとする。</p> <p>一 歩道の有効幅員は、原則として200センチメートル以上とすること。</p> <p>二 歩道等面における勾配は、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合を除き、車椅子等の安全な通行を考慮して以下を標準とすること。</p> <p>イ 横断勾配は、2パーセント以下とすること。</p> <p>ロ 縦断勾配を設ける箇所には、横断勾配は設けないこと。</p> <p>三 歩道に設ける排水溝の蓋は、車椅子の車輪、杖の先等が引っ掛からない形状とすること。</p> <p>四 歩道上の標識柱、街灯柱等は、可能な限り共架し、整理統合に努めることにより、歩道の有効幅員を広く確保すること。</p>
2 歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分	<p>交差点等歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分については、切下げ部分に排水ますが位置しないように配慮することとするほか、移動円滑化条例第9条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「横断歩道に接続する歩道等の部分」とあるのは、「歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分」と読み替えるものとする。</p>
3 歩道を横断する車両出入口	<p>歩道を横断する車両出入口については、歩道が連続して平坦になるよう横断勾配に配慮することとするほか、移動円滑化条例第8条第1項（ただし書を除く。）の規定を準用する。</p>
4 視覚障害者用床材	<p>視覚障害者用床材については、次に掲げる基準によるほか、移動円滑化条例第34条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「視覚障害者誘導用ブロック」とあるのは、「視覚障害者用床材」と読み替えるものとする。</p> <p>一 公共交通機関の旅客施設等と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて連続して敷設すること。</p> <p>二 形状は、J I S T 9251に適合するものを標準とすること。</p>
5 立体横断歩道施設	<p>立体横断歩道施設については、次に掲げる基準によるほか、移動円滑化条例第13条第4号及び第6号、第15条第3号及び第5号並びに第16条第2号、第3号、第5号及び第6号の規定を準用する。</p> <p>一 照明を設置すること。</p> <p>二 駅前広場等の横断者が多い場所には、必要に応じ、移動円滑化条例第12条各号に掲げる構造を有するエレベーター又は移動円滑化条例第13条各号に掲げる構造を有する傾斜路を設けること。</p>
6 乗車場	<p>バス、タクシー乗り場等は、高齢者、障害者等に配慮した構造とすること。</p>
7 案内表示	<p>案内表示は、高齢者、障害者等が、見やすく理解しやすいように設置位置、文字の大きさ、色等に配慮すること。</p>

備考 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第21項に規定する重点整備地区においては、この表の規定にかかわらず、同法第10条第1項に基づき道路管理者が定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道にあっては、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号。以下「道路移動等円滑化基準」という。））に定めるところによること。

## 道路（望ましい基準）

整備箇所	望ましい基準
1 歩道	<p>歩道については、次に掲げる基準によるほか、移動円滑化条例第5条、第6条及び第7条第1項の規定を準用する。この場合において、移動円滑化条例第5条、第6条及び第7条第1項中「歩道等」とあり、及び「歩道等（車両乗り入れ部を除く。）」とあるのは「歩道」と、第6条第2項中「二パーセント以下とすることができる。」とあるのは「この限りではない。」と読み替えるものとする。</p> <p>一 歩道の有効幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>二 歩道等面に縦断勾配を設ける箇所には、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合を除き、車椅子等の安全な通行を考慮して、横断勾配は設けないこと。</p> <p>三 歩道に設ける排水溝の蓋は、車椅子の車輪、杖の先等が引っ掛からない形状とすること。</p> <p>四 歩道上の標識柱、街灯柱等は、可能な限り共架し、整理統合に努めることにより、歩道の有効幅員を広く確保すること。</p>
2 歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分	<p>交差点等歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分については、切下げ部分に排水ますが位置しないように配慮することとするほか、移動円滑化条例第9条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「横断歩道に接続する歩道等の部分」とあるのは、「歩道と車道が接続する部分で、歩行者が通行する部分」と読み替えるものとする。</p>
3 歩道を横断する車両出入口	<p>歩道を横断する車両出入口については、歩道が連続して平坦になるよう横断勾配に配慮することとするほか、移動円滑化条例第8条第1項（ただし書を除く。）の規定を準用する。</p>
4 視覚障害者用床材	<p>視覚障害者用床材については、次に掲げる基準によるほか、移動円滑化条例第34条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「視覚障害者誘導用ブロック」とあるのは、「視覚障害者用床材」と読み替えるものとする。</p> <p>一 公共交通機関の旅客施設等と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等には、必要に応じて連続して敷設すること。</p> <p>二 形状は、J I S T 9251に適合するものを標準とすること。</p>
5 立体横断歩道施設	<p>立体横断歩道施設については、次に掲げる基準によるほか、移動円滑化条例第13条第4号及び第6号、第15条第3号及び第5号並びに第16条第2号、第3号、第5号及び第6号の規定を準用する。</p> <p>一 照明を設置すること。</p> <p>二 駅前広場等の横断者が多い場所には、必要に応じ、移動円滑化条例第12条各号に掲げる構造を有するエレベーター又は移動円滑化条例第13条各号に掲げる構造を有する傾斜路を設けること。</p> <p>三 必要に応じ、移動円滑化条例第14条各号に掲げる構造を有するエスカレーターを設置すること。</p>
6 乗車場	<p>バス、タクシー乗り場等は、高齢者、障害者等に配慮した構造とすること。</p>
7 案内表示	<p>案内表示は、高齢者、障害者等が、見やすく理解しやすいように設置位置、文字の大きさ、色等に配慮すること。</p>
8 視覚障害者用信号機	<p>信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道において、視覚障害者の横断の安全を確保する必要がある場合は、視覚障害者用信号機の設置に努めること。</p>
9 休憩所の設置	<p>歩行者用の休憩所を設けること。</p>

備考 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第21項に規定する重点整備地区においては、この表の規定に関わらず、同法第10条第1項に基づき道路管理者が定める移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道にあっては、道路移動等円滑化基準）に定めるところによること。

## 別表第 7 (第 4 条関係)

## 公園 (整備基準)

整備箇所	整備基準
1 出入口	公園の出入口については、車椅子使用者等に配慮して、福岡県都市公園条例 (昭和 52 年福岡県条例第 12 号。以下「都市公園条例」という。) 別表第 5 の 1 の項第 1 号 (同号ハを除く。) に掲げる基準に適合した出入口を少なくとも 1 箇所設けること。
2 園路	園路については、次に掲げる基準によるほか、都市公園条例別表第 5 の 1 の項第 2 号ニからリまでの規定を準用する。 一 有効幅員は、原則として 180 センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、幅を 120 センチメートル以上とすることができる。 二 前号ただし書の場合においては、主要動線の園路については、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50 メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けること。 三 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、園路には車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 四 地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ず主要動線の園路に段を設ける場合においては、第 4 項に規定する構造の傾斜路を併設すること。
3 階段	一 階段を設ける場合においては、都市公園条例別表第 5 の 1 の項第 3 号 (同号ハを除く。) の規定を準用する。ただし、主要動線の階段以外の階段の手すりについては、片側のみに設けることで足りる。 二 主要動線に階段を設ける場合においては、都市公園条例別表第 5 の 1 の項第 4 号の規定を準用する。
4 傾斜路	傾斜路 (階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。) を設ける場合においては、都市公園条例別表第 5 の 1 の項第 5 号の規定を準用する。
5 視覚障害者用床材等	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所については、都市公園条例別表第 5 の 1 の項第 6 号及び第 7 号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「視覚障害者誘導用ブロック」とあるのは、「視覚障害者用床材」と読み替えるものとする。
6 野外テーブル	野外テーブルを設ける場合においては、車椅子使用者等に配慮して、使用のため接近する方向の床に 150 センチメートル以上の水平部分を設け、やむを得ない場合を除き、段差を設けないこと。
7 飲用水栓	飲用水栓を設ける場合においては、都市公園条例別表 5 の 9 の項の規定を準用する。この場合において、同項中「水飲場」とあるのは、「飲用水栓」と読み替えるものとする。
8 手洗場	手洗場を設ける場合においては、そのうち 1 以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。
9 駐車場	駐車場を設ける場合においては、都市公園条例別表第 5 の 7 の項の規定を準用する。
10 休憩所等	一 休憩所等の施設を設ける場合においては、車椅子使用者等の施設への接近性及び施設内での移動性に配慮した配置、間取等であることとし、そのうち 1 以上は、都市公園条例別表第 5 の 3 の項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合するものであること。 二 休憩所等の施設内に便所を設ける場合においては、そのうち 1 以上は、第 12 項の基準に適合するものであること。
11 管理事務所	一 管理事務所を設ける場合においては、都市公園条例別表第 5 の 3 の項第 1 号から第 3 号までの規定を準用する。 二 管理事務所内に便所を設ける場合においては、そのうち 1 以上は、第 12 項の基準に適合するものであること。
12 便所	車椅子使用者等に配慮した便所及び便房を設ける場合においては、都市公園条例別表第 5 の 8 の項第 1 号、第 3 号イ及び第 4 号ロからへまでの規定を準用する。

13 案内表示	公園の出入口等に、案内板を設ける場合においては、都市公園条例別表第 5 の 11 の項の規定を準用する。
14 屋根付広場	屋根付広場を設ける場合においては、そのうち 1 以上は、都市公園条例別表第 5 の 2 の項に掲げる基準に適合するものであること。
15 野外劇場	野外劇場を設ける場合においては、都市公園条例別表第 5 の 5 の項第 1 号、第 2 号イからへまで、第 3 号並びに第 5 号イ及びロの規定を準用する。
16 野外音楽堂	前項の規定は、野外音楽堂について準用する。

## 公園（望ましい基準）

整備箇所	整備基準
1 出入口	公園の出入口については、車椅子使用者等に配慮して、都市公園条例別表第 5 の 1 の項第 1 号（同号ハを除く。）に掲げる基準に適合した出入口を少なくとも 1 箇所設けること。
2 園路	園路は、次に掲げる基準によるほか、都市公園条例別表第 5 の 1 の項第 2 号ニからリまでの規定を準用する。 一 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。 二 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、園路には車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 三 地形の状況その他の特別の理由により、やむを得ず主要動線の園路に段を設ける場合においては、第 4 項に規定する構造の傾斜路を併設すること。
3 階段	一 階段を設ける場合においては、都市公園条例別表第 5 の 1 の項第 3 号（同号ハを除く。）の規定を準用する。ただし、主要動線の階段以外の階段の手すりについては、片側のみに設けることで足りる。 二 主要動線に階段を設ける場合においては、都市公園条例別表第 5 の 1 の項第 4 号の規定を準用する。
4 傾斜路	傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)を設ける場合においては、都市公園条例別表第 5 の 1 の項第 5 号の規定を準用する。
5 視覚障害者用床材等	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所については、都市公園条例別表第 5 の 1 の項第 6 号及び第 7 号の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「視覚障害者誘導用ブロック」とあるのは、「視覚障害者用床材」と読み替えるものとする。
6 野外テーブル	野外テーブルを設ける場合においては、車椅子使用者等に配慮して、次に掲げる基準によること。 一 車椅子使用者等が使用のため接近する方向の床に 150センチメートル以上の水平部分を設け、やむを得ない場合を除き、段差を設けないこと。 二 下部には、高さ 65センチメートル以上、奥行き 45センチメートル以上の空間を確保すること。
7 飲用水栓	飲用水栓を設ける場合においては、都市公園条例別表第 5 の 9 の項の規定を準用する。この場合において、同項中「水飲場」とあるのは、「飲用水栓」と読み替えるものとする。
8 手洗場	手洗場を設ける場合においては、そのうち 1 以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。
9 駐車場	駐車場を設ける場合においては、都市公園条例別表第 5 の 7 の項の規定を準用する。
10 休憩所等	一 休憩所等の施設を設ける場合においては、車椅子使用者等の施設への接近性及び施設内での移動性に配慮した配置、間取等であることとし、そのうち 1 以上は、都市公園条例別表第 5 の 3 の項第 1 号から第 3 号までに掲げる基準に適合するものであること。

	二 休憩所等の施設内に便所を設ける場合においては、そのうち 1 以上は、第12項の基準に適合するものであること。
11 管理事務所	一 管理事務所を設ける場合においては、都市公園条例別表第 5 の 3 の項第 1 号から第 3 号までの規定を準用する。 二 管理事務所内に便所を設ける場合においては、そのうち 1 以上は、第12項の基準に適合するものであること。
12 便所	車椅子使用者等に配慮した便所及び便房を設ける場合においては、都市公園条例別表第 5 の 8 の項第 1 号、第 3 号イ及び第 4 号ロからへまでの規定を準用する。
13 案内表示	公園の出入口等に案内板を設ける場合においては、次に掲げる基準を満たすこと。 一 公園の出入口等のうち主要な箇所には、次に掲げる事項に留意し、視覚障害者のための案内板を設けること。 イ 点字で表示するとともに、文字や記号を彫り込んで表示すること。 ロ できるだけ大きな文字とし、色の対比を鮮明にすること。 ハ 必要に応じ、盲導鈴等を設けること。 二 前号に掲げるもののほか、案内表示については、都市公園条例別表第 5 の 11 の項の規定を準用する。
14 屋根付広場	屋根付広場を設ける場合においては、そのうち 1 以上は、都市公園条例別表第 5 の 2 の項に掲げる基準に適合するものであること。
15 野外劇場	野外劇場を設ける場合においては、都市公園条例別表第 5 の 5 の項第 1 号、第 2 号イからへまで、第 3 号並びに第 5 号イ及びロの規定を準用する。
16 野外音楽堂	前項の規定は、野外音楽堂について準用する。

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

## 福岡県訓令第十七号

本 庁

出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表生涯スポーツ事務関係の項区分の欄中「生涯スポーツ事務関係」を「スポーツ事務関係」に改め、同項担当事務の欄第一号中「生涯スポーツの普及及び振興に関する総合的計画の推進」を「スポーツの推進に関する総合企画・調整」に改め、同欄第二号中「生涯スポーツの」を「スポーツの」に、「生涯スポーツ行事」を「スポーツ行事」に改め、同欄第三号及び第四号中「生涯スポーツ」を「スポーツ」に改める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。